

## 春陽会が後援画会を發起するに就いて 趣意書

春陽会は今年創設十五を迎えました。折柄昨年来の美術界の紛擾ふんじょうの唯中ただなかに、本会は民間団体としての使命を愈々自覚いよいよしました。今春第十四回展覽会はその意味に於て新らしく一步を進めた心算しんさんであります。

本会の抱負は畢竟他に俟つては実現されません。私共が日本の美術界に本格の美術、純粹の美術の軌道を敷かねばなりません。展覽会の民間経営は殊に財政的に見て一つの難事業しんじょうです。而もそれを敢てしやうと思ふ私共はこれによつて、私共の力をはつきりと試して見たいからです。

春陽会は小数ながら身辺によく私共を理解する方々を有して居ると信じます。私共はその方々を頼んで後援画会を發起しました。この後援画会が車輪の油となつて会を円滑に進行させます。規定御高覧の上御後援を御願申上げます。

昭和十一年九月

## 春陽会後援画会規定

一、本画会は一〇会費五拾圓とし、御入会口数だけの会費を先立つてお払込み下さる方々を以て会員とす

一、入会者は画会入会申込書にそれ〴〵御記入の上左に御送付相成度し

東京市杉並区和田本町一〇五二 木村方

春陽会後援画会

一、会費払込の方法は一〇を一時払とし、昭和十一年十二月迄に御入会口数を完済するものとす

一、画会作品は昭和十二年以降春陽会展覧会に於ける春陽会会員、会友出品画の中御希望のものを以つてこれに宛つ。但価格は二割引とす

御希望作品の価格が画会の既払込額を超過する場合は其差は現金にて御支払願ふこと 又既払込額に達せざる時は其差は次年度画会に繰越すこと